

宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害が発生するおそれのある区域の住民の安全の確保を図ることを目的として、予算の範囲内で、危険住宅等の改修を行う者に対する宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 敷地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）に指定される前に建築された一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）並びにホテル及び旅館を含む。ただし、空き家は含まないものとする。
- (2) 危険住宅等 土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第80条の3の規定に適合しない住宅等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険住宅等を所有する者又は危険住宅等に居住する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第4号）第2条第3号の暴力団員又は同条第4号の暴力団密接関係者であるとき。
- (2) 市税、使用料等の滞納があるとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が危険住宅等を施行令第80条の3の規定に適合する防護壁の整備を行う事業（以下「防護壁等整備事業」という。）とする。

2 危険住宅等に居住する者と所有者が異なる場合であって居住者が行う防護壁等整備事業については、居住者は当該危険住宅等の所有者に同意を得なければならない。また、改修の方法及び費用の負担等に関し所有者と調整しなければならない。

(対象となる経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 土砂災害対策計画に係る構造規定適合(変更)報告書(様式第3号)
- (3) 防護壁等整備事業の住宅等に係る所有者が確認できるもの(登記事項証明書等)
- (4) 危険住宅等の位置図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
- (5) 施行令第80条の3に規定する構造方法が確認できる書類
- (6) 確認済証の写し(建築確認申請が必要な場合に限る。)
- (7) 写真(危険住宅等の立地状況が分かるもの)
- (8) 施工業者の見積書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容が、この要綱の規定に適合するものであると認める場合は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付すことができる。

2 申請者は、補助金の交付決定前に着手してはならない。

(補助対象事業の変更又は中止)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、補助対象事業変更・中止申請書(様式第5号)に必要な応じて第7条各号に掲げる書類を添付して市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 住宅等土砂災害対策防護壁等整備事業施工報告書(様式第8号)

- (3) 写真（施工前、施工中及び施工後がわかるもの）
- (4) 施工業者の領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定した額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金請求書（様式第10号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、補助金返還命令書（様式第12号）により返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業	防護壁等整備事業	
補助対象経費	土砂災害特別警戒区域に存する住宅等の補強及び土砂災害対策施設の設計及び工事に要する経費	
補助率	2分の1	
補助対象	住 宅	建築物（ホテル・旅館）
補助限度額	1. 通常の場合 750千円（1戸あたり） 2. 地形等により必要と認める場合 1,500千円（1戸あたり）	4,500千円（1棟あたり）
その他	地形等により必要と認める場合とは、工事規模が大規模となる場合をいう。	—

補助金交付申請書

年 月 日

宍粟市長 様

申請者 住 所
氏 名

宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助金額	円
事業概要	(添付書類に記載)
事業実施予定期間	着手予定年月日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 収支予算書（様式第2号） 2 土砂災害対策計画に係る構造規定適合（変更）報告書（様式第3号） 3 防護壁等整備事業の住宅等に係る所有者が確認できるもの（登記事項 証明書等） 4 危険住宅等の位置図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 5 建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法が確認できる書類 6 確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。） 7 写真（危険住宅等の立地状況が分かるもの） 8 施工業者の見積書の写し 9 その他市長が必要と認める書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

- (注) 1 収支の額はそれぞれ一致します。
 2 国県補助金等は、見込額を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

土砂災害対策計画に係る構造規定適合（変更）報告書

年 月 日

宍粟市長 様

建築士事務所 名 称 ⑩
住 所

建築士登録番号 建築士 号
氏 名 ⑩

宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金の交付を受けようとする下記の住宅等の土砂災害対策計画については、関係図書により建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認したので報告します。

1. 事業対象となる住宅等の概要

世帯主名	
住宅等の所在地	
建築年月	年 月頃着工
構 造	造
階 数	階建て
延べ面積	m ²

2. 土砂災害対策事業の概要等

土砂災害対策の内容		<input type="checkbox"/> 外壁補強 <input type="checkbox"/> 門・塀の築造
構造設計を行った建築士	事務所名称	
	所在地	
	電話番号	() -
	事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録第 号 年 月 日登録
	建築士氏名	⑩
	建築士登録番号	建築士 第 号

様式第4号（第8条関係）

補助金交付決定通知書	
第 号 年 月 日	
様 宍粟市長	
<p>年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、下記のとおり通知します。</p>	
1 補助年度	年度
2 補助事業の名称	宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業
3 事業に要する経費及び補助金の額	補助事業等に要する経費 円 補助対象経費 円 補助金の額 円
4 交付条件等	(1) 交付決定を受けた補助対象事業を変更又は中止する場合は、補助対象事業変更・中止申請書（様式第5号）に必要書類を添付して提出すること。 (2) 工事完了後は、補助金事業実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して提出すること。
5 担当部署	

補助対象事業変更・中止申請書

年 月 日

宍粟市長 様

申請者 住 所
氏 名

補助対象事業を（変更・中止）しますので、次のとおり申請します。

決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号
事業場所	
変更の内容 (中止の場合は記入の必要はありません。)	
変更又は中止の理由	
添付書類 (必要に応じ添付)	<ol style="list-style-type: none"> 1 収支予算書（様式第2号） 2 土砂災害対策計画に係る構造規定適合（変更）報告書（様式第3号） 3 防護壁等整備事業の住宅等に係る所有者が確認できるもの（登記事項証明書等） 4 危険住宅等の位置図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 5 建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法が確認できる書類 6 確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。） 7 写真（危険住宅等の立地状況が分かるもの） 8 施工業者の見積書の写し 9 その他市長が必要と認める書類

補助事業実績報告書

年 月 日

宍粟市長 様

申請者 住 所
氏 名

宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号
事業場所	
事業実施期間	着手年月日 年 月 日
	完了年月日 年 月 日
添付書類	1 収支決算書（様式第7号） 2 住宅等土砂災害対策防護壁等整備事業施工報告書（様式第8号） 3 写真（施工前、施工中、施工後が分かるもの） 4 施工業者の領収書等の写し 5 その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 国県補助金等は、決算額を記入してください。

住宅等土砂災害対策防護壁等整備事業施工報告書

年 月 日

宍粟市長 様

工事監理者 氏 名 ㊟

施工業者
代表者名 ㊟

年 月 日付けで補助金交付決定のあった宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業について、土砂災害対策防護壁等整備計画に係る構造規定適合（変更）報告書に基づき工事を施工したことを報告します。

1. 事業対象となる住宅等の概要

世帯主名	
住宅等の所在地	
建築年月	年 月頃着工
構 造	造
階 数	階建て
延べ面積	m ²

2. 土砂災害対策事業の概要等

土砂災害対策の内容		<input type="checkbox"/> 外壁補強 <input type="checkbox"/> 門・塀の築造
工事監理者	事務所名称	
	所在地	
	電話番号	() -
	事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録第 号 年 月 日登録
	建築士氏名	㊟
	建築士登録番号	建築士 第 号
施工業者	事務所名称	
	所在地	
	電話番号	() -

様式第9号（第12条関係）

補助金交付確定通知書

年 月 日

様

宍粟市長

年 月 日付けで申請のあった宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金の交付について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 決 定 番 号

2 決 定 年 月 日

3 事 業 場 所

4 補助金交付確定額 円

様式第10号（第13条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">補 助 金 請 求 書</p>	
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">宍粟市長 様</p>	
<p style="margin: 0;">住 所</p>	
<p style="margin: 0;">氏 名</p>	
<p style="margin: 0;">補助金について、次のとおり請求します。</p>	
1 補助年度	年度
2 補助事業の名称	宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業
3 支払区分	<input type="checkbox"/> 精算払い
4 補助金の請求額	円
5 補助金の請求額の内訳	補助金確定額 円
	今回請求額 円

(補助金の振込先)

金融機関名	(支店等)
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

補助金交付取消通知書

第 号
年 月 日

様

宍粟市長

年 月 日付けで申請のあった宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金については、その 全部 ・ 一部 を次のとおり取り消したので、通知します。

記

1 補助金額 円を取り消す。

2 補助対象事業費及び補助金額は次のとおりとする。

補助対象事業費 円

補助金額 円

3 取消しの理由

補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

宍粟市長

宍粟市住宅土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金について、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
助成年度	年度
決定年月日	年 月 日
事業場所	宍粟市
事業概要	
決定番号	第 号
返還期限	年 月 日限り
返還方法	